令和９年度

預かり保育無償化にかかる認定申請のご案内（認定こども園又は移行幼稚園用）

無償化の対象となるためには、認定を受ける必要があります。
認定希望日前までに、認定区分に応じた申請書等をご提出ください。

１　認定区分

年齢	認定を受ける要件	認定区分
３～５歳児クラス （令和３年４月２日～ 令和６年４月１日生）	保育の必要性がある	新２号
２歳児クラス （令和６年４月２日生～）	市町村民税課税世帯で、保育の必要性がある	市独自
	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある	新３号

２　利用料金と無償化

利用料金の決定	認定	料金及び無償化等	
○保育料 市が決定 ○給食費（主食費＋副食費） 施設が決定 ○預かり保育料 施設が決定	１号認定	○保育料　：無償化 ○給食費（主食費）：保護者負担 （副食費）：保護者負担 ○預かり保育料　：保護者負担	
	１号認定＋ 新２号認定	○預かり保育料　：無償化	
		【上限額】	以下の内小さい方まで ・利用日数×490円 ・月額 12,300円
	１号認定＋ 市独自認定	【上限額】	以下の内小さい方まで ・利用日数×490円 ・月額 17,700円
	１号認定＋ 新３号認定	【上限額】	以下の内小さい方まで ・利用日数×490円 ・月額 17,700円

３　申請に必要な書類

○ 子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】　※市独自以外の場合
○ 保育料等無償化事業認定申請書　※市独自の場合のみ
○ 保育の必要の事由に該当する証明書類（裏面を参照）

4　保育の必要性について

以下の項目のいずれかに該当することにより保育の必要性が認定されます。

【】内は必要な証明書類です。

項　　目	内容及び必要書類	摘　　要
①　就　　労	・１か月に 48 時間以上労働することを常態としている場合 **【就労証明書】**	事由が継続していれば就学前まで
②　出　産　等	・妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 **【母子手帳（写）】**※表紙及び出産予定日が記載されているページ	予定日の２か月前から３か月の末日まで
③　保護者の病気･障がい	・保護者が疾病や負傷している場合 ・保護者が精神や身体に障がいを有している場合 **【医師の診断書（写）】**又は**【病気療養証明書】** **【身体障害者手帳（写）】、【療育手帳（写）】** **【精神障害者保健福祉手帳（写）】**	事由が継続していれば就学前まで
④　病人の看護	・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時看護している場合 **【看護証明書】**	
⑤　災害の復旧	・火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 **【り災証明書（写）】**	復旧に要する期間
⑥　求　職　中	・保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は、【雇用保険受給資格者証（両面写）】	求職活動の開始から３か月の末日まで
⑦　就学・職業訓練	・学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 **【在学証明書】**	事由が継続していれば就学前まで
⑧　児童の虐待･ＤＶ等	・児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 **【保護命令、虐待又はＤＶの被害者であることの証明書】**	
⑨　育児休業・育児に専念	・育児に専念している場合 **【母子手帳（写）】**※表紙及び出生日が記載されているページ	産後 12 か月の末日まで

保育の必要性が変更になった場合は、速やかに変更予定の証明書類をご提出ください。

※詳細は、鹿屋市ホームページからご確認ください。

〇QR コード

（保育の必要性（事由及び証明書類））

（オンライン申請について）

問合せ先：鹿屋市こども政策課 保育幼稚園係 TEL0994-31-1134